

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月から3年3月まで

私は、20歳の時、翌年度から学生も国民年金加入が義務化されることを知った上で、父親の勧めもあり、父親に国民年金の任意加入手続をしてもらった。現在も、加入時に交付された年金手帳を所持しているのに、その国民年金手帳記号番号は別人のものであるとされ、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、満20歳に到達した平成2年\*月に申立人の父親が国民年金の加入手続を行ったと述べているとおり、この時に交付され、現在も所持している申立人の国民年金手帳を見ると、国民年金被保険者資格の取得日は同年\*月\*日と記載され、この時に任意加入したことが確認できる上、資格喪失した記録は見当たらないことから、任意加入しておきながら、加入時期の国民年金保険料を一度も納付しなかったのは不自然であると言える。

また、当時、申立人が居住する市では、国民年金手帳が発行された時点で、被保険者基本情報を電算入力した記録を作成することとされていたが、当該記録からは、申立人が所持している国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は確認できない上、現在、当該手帳記号番号は別の被保険者に付番されているが、同市の電算記録及び払出簿を見ても、申立人に対して、同手帳記号番号を取り消した処理はうかがえないことから、加入手続に係る行政側の過誤があった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間直後の平成3年度の保険料は前納してお

り、また、国民年金加入期間中に未納は無く、国民年金保険料の納付に遅れはみられないことから、納付意識は高かったと言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年11月1日から62年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を62年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から62年9月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書からは厚生年金保険料が天引きされているので、厚生年金保険加入期間として記録の訂正をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和61年11月1日から62年8月1日までの期間について、申立人が提出した給与明細書、A事業所の回答及び複数の同僚等の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るA事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和61年11月から62年7月までの標準報酬月額については、申立人が提出した昭和62年2月の給料明細書の厚生年金保険料控除額及び社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の昭和61年11月から62年7月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和61年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社

会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和62年8月1日から同年9月20日までの期間については、A事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、同年8月19日付けで同通知書に申立人の健康保険被保険者証を添付して社会保険事務所に提出していることが確認できる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA事業所における資格取得日は、昭和17年6月1日、資格喪失日は、18年3月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人のB事業所における資格取得日は、昭和21年4月1日、資格喪失日は、同年6月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、180円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC事業所D支店における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和15年4月1日から18年3月31日まで  
(A事業所)  
②昭和20年8月ころから23年ころまで (E事業所)  
③昭和40年3月31日から同年4月1日まで  
(C事業所D支店)

申立期間①及び②について、社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、戦時中及び戦後に勤務していた期間の被保険者記録が無い。

申立期間③について、同一の事業所に勤務していたが、転勤したときの被保険者記録が継続していない。

いずれの事業所においても勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、昭和17年1月1日（労働者年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の昭和17年6月1日以降の期間）にF事業所（昭和18年3月25日にA事業所が名称変更）で被保険者資格を取得している申立人と同姓同名の被保険者記録が見つかり、当該払出簿の被保険者手帳記号番号から、社会保険庁が管理する厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、17年1月1日にA事業所で被保険者資格を取得し、18年3月20日に喪失している申立人と同姓同名の被保険者記録が発見された。

また、今回発見された申立人と同姓同名の被保険者記録は、申立人の生年月日とは異なる日付で記載されているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、発見された被保険者記録の直上の被保険者の生年月日と同一であることから、社会保険事務所が転記の際に記入を誤ったため、未統合記録となったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認することができ、A事業所の事業主は、申立人が昭和17年6月1日に被保険者資格を取得し、18年3月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、30円とすることが妥当である。

申立期間②について、社会保険事務所が管理するB事業所（E事業所と名称が酷似）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和21年4月1日に被保険者資格を取得し、同年6月19日に喪失している申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の被保険者記録が発見された。

また、申立人は、「E事業所で製造していたのはGである。」と述べており、H事業所（B事業所の関連事業所）に、B事業所でGを製造していた事実について照会したところ、「昭和18年からGを製造していたという記録がある。」と回答していることから、申立人が主張するE事業所はB事業所のことであると認められる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認することができ、B事業所の事業主は、申立人が昭和21年4月1日に被保険者資格を取得し、同年6月19日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁が管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、180円とすることが妥当である。

申立期間③について、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はC事業所に継続して勤務し（昭和40年4月1日にC事業所D支店から同事業所I支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人に係るC事業所D支店における昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和15年4月1日から17年6月1日までの期間については、労働者年金保険の保険料徴収開始前の期間であるため、厚生年金保険の被保険者期間には算入されず、18年3月20日から同年同月31日までの期間については、J事業所（A事業所の現在の後継事業所）に、申立期間①に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、A事業所に係る資料を保存していないため不明と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和15年4月1日から17年6月1日までの期間及び18年3月20日から同年同月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、昭和20年8月ころから21年4月1日までの期間及び同年6月19日から23年ころまでの期間については、F事業所及びH事業所に、申立期間②に係る厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したところ、F事業所は、「最も古い従業員の記録は、昭和24年12月に退職した従業員の記録であり、それ以前に退職している申立人の記録は無い。」と回答しており、H事業所は、「当社は持ち株会社であるため、資料の保管はしていない。」と回答している。

また、申立期間当時、F事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先が判明した元従業員は、「申立人はF事業所にいたような気がするが、当時の経理担当者は覚えていない。厚生年金保険については分からない。」としており、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認で



きる証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、昭和20年8月ころから21年4月1日までの期間及び同年6月19日から23年ころまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間①のうち昭和40年7月1日から同年8月1日までの期間においては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を同年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のB事業所における資格取得日は、昭和41年8月1日、資格喪失日は、同年12月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和28年9月1日から41年8月1日まで  
(A事業所)  
②昭和41年8月1日から同年12月20日まで  
(B事業所)  
③昭和41年12月20日から42年3月1日まで  
(A事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間当時の表彰状や給料明細書があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち昭和40年7月1日から同年8月1日までの期間については、雇用保険の被保険者記録、同僚の証言及び申立人が提出した給与明細書、表彰状並びに当時の記憶から、申立人が、当該期間において、A事業所に勤務していたことが推認でき、申立人が提出した給与明細書には、事業所名及び事業主名が記載されていないが、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は、申立人の当時の記憶及び同僚の証言から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、A事業所の事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①のうち昭和40年7月1日から同年8月1日までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、社会保険事務所が管理するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日の被保険者記録が発見され、当該記録では、昭和41年8月1日に被保険者資格を取得し、同年12月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録から、申立人が記憶している同僚と同姓同名の氏名の被保険者記録が確認できる。

さらに、B事業所（現在は、C事業所）の社会保険事務担当者は、「当社の資料から、申立人と同姓同名の氏名が確認でき、昭和41年8月1日から同年12月20日までの期間において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認することができ、B事業所の事業主は、申立人が昭和41年8月1日に被保険者資格を取得し、同年12月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち昭和28年9月1日から40年7月1日までの期間、同年8月1日から41年8月1日までの期間、及び申立期間③の期間については、申立人のA事業所工長としての成果に対する表彰状、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が、同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険事務所が管理する事業所名簿において、A事業所が、厚生年金保険の適用事業所であることを確認することはできず、申立人が記憶する複数の同僚についても同事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人は、昭和36年4月から38年3月までの期間については、国民年金に加入し保険料納付済期間となっていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

さらに、事業主とは連絡が取れず、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している同僚は、「当時のことはよく覚えていない。」と述べており、A事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況についての証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成16年7月9日及び同年12月15日について、その主張する標準賞与額（16万5,000円及び17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を、16万5,000円及び17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成16年7月9日  
②平成16年12月15日

社会保険事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得た。

賞与明細書があり、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は16万5,000円、申立期間②は17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から申立期間①は16万5,000円、申立期間②は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額（申立期間①は16万5,000円、申立期間②は17万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から59年2月まで

私は、昭和55年1月に国民年金に任意加入してから、ずっと国民年金保険料を納付していると思っていたが、未納があることを知り、一括払いすれば将来年金を受給するときに満額もらえると言われ、銀行で保険料3万円を納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入をやめた記憶は無いとしているが、申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和56年6月15日に国民年金被保険者資格を喪失し、59年3月29日に再度、国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であったと考えられる。

また、申立人は、未納を知った時期及び場所についての記憶がはっきりしておらず、年金を満額受給するために、国民年金保険料を一括して3万円ぐらい納付したと述べているが、申立期間の保険料を一括納付すると約17万円となり、申立人の主張と相違する上、仮に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとしても、申立期間以外にも未加入期間があることから、年金を満額受給するために必要な加入可能年数（408か月）分の保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、その夫が国民年金に係る手続等の大半を行っていたと述べているが、現在、申立人の夫から詳細について聴取することができない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1019

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から46年2月まで  
私は、昭和39年3月に引っ越した時に町役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和50年8月ごろに連番で払い出され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえないことから、このころ国民年金に加入手続きを行ったと推測され、この時点では、特例納付制度により申立期間の保険料をさかのぼって納付することが可能であったが、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)及び当時居住していた町の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人及びその妻の国民年金被保険者資格の取得日は46年3月1日となっており、夫婦共に申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人及びその妻は、申立期間直後の保険料を昭和54年10月に特例納付し、国民年金加入期間中の未納を解消していることから、申立期間は未加入期間のため納付書が発行されず、保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、納付方法及び納付金額についての記憶があいまいである上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 677

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 8 月まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答を得た。  
申立期間当時は、臨時職員として、A競馬場とB競馬場の双方でC業務を担当しており（競馬の開催日が相違しているため、掛け持ち勤務）、厚生年金保険の被保険者であるはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A競馬場に勤務する職員を雇用するD事業所において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚等は、「申立人は、A競馬場で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間においてA競馬場に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当該同僚等は、「自分は、D事業所に雇用される正職員であり、競馬の非開催日にもA競馬場に出勤し、競馬を開催するために必要な業務を実施していた。」としていることに加え、このうち一部の同僚等は、「申立人は、臨時職員として、競馬の開催日のみ出勤していた。」と証言している。

また、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているD事業所の業務を引き継いでいるE事業所、及びB競馬場に勤務する職員を雇用するF事業所に、申立人の在籍及び申立期間当時の厚生年金保険の適用の状況を照会したところ、いずれも、「申立期間当時の臨時職員を登載した名簿は既に廃棄されており、申立人の在籍の状況は確認できないが、申立期間当時、競馬の開催日のみ勤務する臨時職員は厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は見当たらない。



このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 45 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
②昭和 45 年 11 月 20 日から 47 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所にA事業所の厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、昭和 45 年 5 月 1 日から同年 11 月 20 日までの期間の記録しかありませんでした。A事業所には、昭和 45 年 4 月から勤務した記憶があり、事業主である叔父も 2 年の在籍を認知しておりますので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の証言から申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主及び事務担当者は、「入社後は、見習いとして扱い、すぐには厚生年金保険に加入させず、しばらく経ってから雇用保険とともに加入させた。」と証言している上、申立人の雇用保険の加入記録によれば、A事業所において昭和 45 年 5 月 1 日取得、同年 11 月 21 日離職となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人はA事業所に昭和 45 年 4 月に入社後、会社から健康保険被保険者証を受け取り、47 年 3 月の退職時に会社に返却したと述べているが、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の健康保険被保険者証は、46 年 1 月 12 日に社会保険事務所に返却されていることが確認できる。

一方、申立人は、A事業所で受け取った健康保険被保険者証を、在籍中、一度も事業主に返却したことはなく、退職時まで持ち続け、必要な時に使用したと述べているが、昭和 46 年 3 月 1 日に健康保険被保険者証の切り替えが

あったことが確認できることから、申立人は切り替えのため健康保険被保険者証を事業主に返却しているはずであり、申立人が退職時まで健康保険被保険者証を所持していたという主張は不自然である。

また、A事業所の事業主は、「厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険における退職日が、ほぼ同時期に資格喪失となっているので、何らかの事情に伴い資格喪失の扱いをしたと思う。また、A事業所において、被保険者の資格喪失後、厚生年金保険料を給与から天引きしていたとは考え難い。」と述べている。

さらに、複数の同僚は「申立人は事業主の甥ということもあり、一般社員と比較し、異なった勤務体系であったのではないか。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 43 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで  
(A事業所)  
②昭和 43 年 9 月 15 日から同年 11 月 5 日まで  
(B事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

申立期間について、それぞれの事業所で働いていたことは事実であり、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当時、A事業所で経理を担当していた事業主の妻は、「当時の社会保険加入についての取扱いは分からない。」と述べており、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の保存は無く、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認することができなかった。

また、申立期間中にA事業所で厚生年金保険の加入期間が確認できる複数の元従業員は、「申立人は短い期間の勤務であった。当時の社会保険の取扱いは分からない。」と述べており、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人のA事業所における雇用保険の加入記録は無い。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において、昭和 38 年 11 月 1 日から 45 年 1 月 5 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、申立人が B 事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当時、B 事業所で経理を担当していた事業主の妻から、「当時、2 か月間の試用期間があり、その間はパート従業員の待遇であった。」との証言を得た。

また、B 事業所に申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の保存は無く、当時の社会保険加入についての取扱いは分からない。」と回答しており、申立てに係る事実を確認することができなかった。

さらに、申立期間中に B 事業所で厚生年金保険の加入期間が確認できる複数の元従業員に聴取したが、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることができなかった。

加えて、申立人の B 事業所における雇用保険の加入記録は無い。

なお、社会保険事務所が管理する B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 43 年 3 月 26 日から 44 年 1 月 8 日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
学校卒業後、A事業所に1、2か月くらい勤務していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所（現在は、B事業所）に昭和39年4月に就職し、同年5月に依願退職したと述べており、B事業所の年金業務を管理するC事業所は、「A事業所は、当月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していた。」と回答していることから、同年5月に給与が支払われる前に申立人から退職の意思表示があったために、A事業所は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得を取り消す意図で、同年5月の給与から同年4月の保険料を控除しなかった可能性がある。

また、社会保険事務所が管理するA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄が、資格取得日（昭和39年4月1日）を含め二重線で取り消されていることから、上記の事情がうかがえる。

さらに、C事業所は、「会社の資料では、申立人が昭和39年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記述はあるが、どういう訳か当該資格喪失日が記入されていない。」と回答しており、資格の取得が取り消されたために資格喪失日が記入されていないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月4日から25年10月20日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、厚生年金保険の加入期間と実際の勤務期間に相違があった。昭和23年3月11日付けでA事業所に採用され、B支店で勤め始めたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管している従業者名簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間についてA事業所B支店に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が、自分と共に昭和23年3月11日にA事業所B支店に入社したと述べている複数の同僚においても、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、申立人と同じく25年10月20日であることが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認することができる。

また、申立人と同時期にA事業所B支店に入社した同僚は、「入社してから見習期間があり、その期間が終了してから社会保険に加入させていたのではないか。」と証言している。

さらに、A事業所に申立人の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、「昭和29年9月1日に健康保険組合を設立しており、当該組合の設立以前である従業員に係る厚生年金保険の被保険者記録については、資料を保管していないため、現在では不明である。」との回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで  
A 事業所で代表取締役をしていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 62 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 事業所は、平成 14 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の 15 年 1 月 16 日付けで、申立人の 14 年 7 月から同年 11 月までの期間に係る標準報酬月額が、62 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A 事業所の商業登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「減額訂正に係る届出を行った記憶は無い。」と述べているが、申立人が減額訂正に係る届出を行う可能性がある者として名前を挙げた監査法人事務所の担当者に照会したところ、「A 事業所との契約は平成 14 年末に終了しており、その後に行われた減額訂正処理には関与していない。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、A 事業所での被保険者資格喪失日である平成 14 年 12 月 31 日に健康保険の任意継続被保険者となっていること、及びその標準報酬月額は 9 万 8,000 円であることが確認でき、申立人自身も、引き下げられた標準報酬月額に基づく健康保険料であったとしていることから、厚生年金保険の標準報酬月額に係る減額訂正処理に同意していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、



申立人は、A事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の減額訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和24年11月25日から25年8月1日まで (A事業所)  
②昭和48年9月から49年4月まで (B事業所)  
③昭和55年10月から56年4月まで (C事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ時期にA事業所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している複数の同僚は、「自分は、昭和25年4月に退職したが、厚生年金保険の資格喪失日は24年12月5日となっており、被保険者期間が勤務期間よりも短い。同年12月ころから給与支払いの遅配が始まったため退職した。」「当時、会社の景気が悪く、週に3日間休ませられることが続いたので、不安に思い退職した。」との証言を得た。これらのことから、当該事業所では、申立期間当時、複数の従業員の被保険者資格を喪失する手続が行われたことがうかがわれる。

また、A事業所の当時の事業主の遺族に、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況等について照会したところ、申立人の申立期間に係る資料は無く、当時の事業主は既に死亡し、当時の事務担当者とも連絡が取れず、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

申立期間②について、B事業所が提供した在籍証明書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失及び資格取得確認通知書から、当該事業所に勤務して

いたことは確認できる。

しかし、上述の在籍証明書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失及び資格取得確認通知書によれば、申立人は、B事業所において昭和48年9月18日に資格を喪失し、49年4月3日に資格を取得（再入社と記載あり）していることが確認でき、両日付は社会保険事務所の記録と一致している。

また、社会保険事務所が管理するB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和48年9月29日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた4人の同僚のうち、3人は特定することができず、一人は連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が自分よりも3か月前に入社していたと記憶する同僚の厚生年金保険の資格取得日は、昭和55年10月1日であることが確認でき、当該同僚は、「自分はC事業所に約2年間勤務していたが、厚生年金保険の記録は6か月間となっている。」と証言している。これらのことから、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、C事業所の当時の事業主に、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況等について照会したところ、申立人の申立期間に係る資料は無く、当時の事務担当者とは連絡が取れず、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

さらに、申立人のC事業所における雇用保険の加入記録は無い。

なお、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和55年9月20日から56年8月7日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。